

移動支援型訪問サービス対象者確認項目

1 移動支援型訪問サービス対象者について

要支援認定者または事業対象者の判定を受けている方で、通院が困難な方

- ・運転免許不所持又は返納者
- ・身体介護が必要な場合は利用不可

加えて、次のいずれかに該当する方

(1) 同居者全員が、運転免許不所持者又は返納者

- ・運転免許証の有効期限が残っている場合は、運転免許証を返納したことを確認する。
- ・運転免許証の有効期限が、すでに切れている場合は利用可

同居の考え方

- ・アパート、マンション棟で同一の棟に親族が居住している場合は、同敷地内同居とみなす。
- ・常時同居はしていないが、自宅に週4日以上親族が泊まっている場合は同居とみなす。
- ・世帯が別で住民票が同じ住所にあるが、実際には同居されていない場合は同居とはしない。

(2) 日中就労等により運転できる者がいない世帯

- ・就労等やむを得ない理由により、運転できる者がいない世帯とする。
- ・担当ケアマネジャーと連携し、状況を十分に確認する。

2 行き先について

原則として小野市内の医療機関とする。ただし、特別な理由がある場合は、利用者宅から10km圏内にある北播磨圏域の医療機関への送迎を可とする。

3 片道利用について

往復利用を原則とする。ただし、特別な理由がある場合は、送りのみ片道利用を可とする。

上記の内容が変更になった場合や虚偽の内容が判明した場合は、利用停止となります。

【ケアプランCの作成について留意事項】

①サービスの利用実績を確認してから請求書を地域包括支援センターへ提出してください。

※通常のケアプランと同様、サービスの利用がなければ請求できません。

例えば、1月にケアプラン作成したが、1月には利用されず、2月に利用された場合には2月分として請求し、初回をつけてください。

※ケアプランの有効期限は最大1年となります。更新時のケアプランは初回加算をつけず、ケアプラン料のみ請求してください。

また、移動支援型訪問サービスのみ利用されている方で、2か月間サービス利用がない場合は改めてプランを作成する必要はなく、ケアプランCの有効期限内はサービスを利用することができます。

※事業対象者の方のケアプランCの有効期限は最大1年です。サービス利用状況を確認し、忘れないようケアプランの更新をお願いします。

②サービス利用実績は、サービス利用日を支援経過に記載してください。

③主治医連絡、サービス担当者会議は行う必要はありません。